

専決処分の承認について（平成27年度藤沢市一般会計補正予算（第6号））

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により，平成27年度藤沢市一般会計補正予算（第6号）を次のとおり専決処分する。

2016年（平成28年）1月21日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

平成27年度藤沢市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度藤沢市一般会計補正予算（第6号）は，次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は，「第1表繰越明許費補正」による。

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。ただし，第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については，この限りでない。

3 前2項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。

第1表

繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 土木費	5 住宅費	住宅環境整備事業費	140,000